



宮 監 公 表 第 8 号
平 成 30 年 1 月 31 日

宮 崎 市 監 査 委 員 員
宮 崎 市 監 査 委 員 員
宮 崎 市 監 査 委 員 員

梶 谷 欣 也
神 戸 洋 一
伊 地 知 義 友
日 高 あ き ひ



定期監査の措置状況の公表について

平成 28 年度定期監査の結果報告に対して講じた措置の通知があったので、地方自治法第 199 条の規定に基づき公表します。

記

1 監査の対象部課等

福祉部

2 講じた措置の内容

別紙のとおり



平成28年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成28年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：福祉部)

指 摘 事 項 ・ 意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【意見】 (障がい福祉課)</p> <p>①宮崎市障がい者体育センターの平成27年度及び平成28年度の目的外使用許可に係る使用料収納の事務処理について、窓口で直接収納する現金は、収納後直ちに金融機関へ払い込むべきところ遅れているものが散見された。職員配置の状況など特別の理由により金融機関へその日に払い込みができない場合、財務規則第43条第1項ただし書きを適用し、会計管理者の承認を得て払込日を変更するなどの事務処理を行うことについて検討されたい。</p>	<p>(平成28年12月22日現在)</p> <p>①財務規則第43条第1項ただし書きの適用について、出納室と協議のうえ事務処理方法について検討する。</p> <p>(平成29年11月30日現在)</p> <p>①前回「検討する」としていた、宮崎市障がい者体育センターの平成27年度及び平成28年度の目的外使用許可に係る使用料収納の事務処理については、検討した結果、窓口で直接収納する現金は、払い込みができない理由がある場合(午後3時以降に入金があった等)以外は原則その日のうちに金融機関へ払い込みを行うこととなり、平成29年2月14日に改善した。</p>
<p>【指摘事項】 (長寿支援課)</p> <p>②平成27年度及び平成28年度における各6件の生活支援配食サービス事業委託契約、各21件の生活支援ショートステイ事業業務委託契約及び3件の生活支援ハウス事業委託契約について、市は、予算・決算上、サービス利用者の自己負担額を市の収入として経理すべきところ、地方自治法第210条(総計予算主義の原則)に反して、利用者の自己負担額を事業受託者の直接収入として経理する相殺の取扱いとしていた。</p>	<p>(平成28年12月28日現在)</p> <p>②生活支援ショートステイ事業、生活支援ハウス事業については、地方自治法第210条に基づき、サービス利用者の自己負担額を市の収入として、来年度から改善を図ることとし、事業所と協議を実施した。生活支援配食サービス事業については、これまでの経緯や変更にあたっての各種影響を考慮しながら今後の方向性を含めて検討する。</p> <p>(平成29年11月30日現在)</p> <p>②生活支援ショートステイ事業、生活支援ハウス事業については、平成29年4月か</p>

	<p>らサービス利用者の自己負担額を市の収入として改善を図った。</p> <p>生活支援配食サービス事業については、「費用徴収のためのシステム導入の検討」並びに「利用者の身体・認知自立度分析」、中核市を含む「他市の実態調査」を実施した。</p> <p>その結果、利用者自己負担については、実際に現状として「食費」であることから、要綱上明確に「食費」と位置づけることとし、利用者と事業者で直接契約するよう見直しを行い、来年度から改善を図る。</p>
--	---

平成29年12月25日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正

